

# 「栗東市人権擁護計画」の見直しについて

## 1 計画の見直しについて

平成24年3月に策定された「栗東市人権擁護計画」は、近年の社会情勢の変化は著しく、人権を取り巻く課題は一層複雑・多様化していることから、「栗東市人権擁護に関する条例」の下に人権施策全般の具体的な方策を体系的に示すこととし、総合的・計画的な人権施策の推進を図ることを目的としています。

また、計画の期間は平成33年度までの10年間としていますが、計画の中間年に、国内外での法制度などの改正、社会情勢の変化、本計画の取組の進捗状況などを踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うこととしています。

上記に基づき、今年度から計画の見直し作業をおこないます。

## 2 今後の予定

平成28年	9月29日	第1回栗東市人権擁護審議会	計画に見直しについて検討 スケジュールについて
	10月19日	総合調整会議	スケジュールの報告
	10月31日	議会説明会	スケジュールの説明
	12月	改定（素案）作成	関係部課より意見集約
平成29年	2月	人権対策推進本部会議	改定（素案）について検討
	2月	第2回栗東市人権擁護審議会	改定（素案）について検討
	3月	議会（委員会・議会説明会）	改定（素案）について説明
	4～5月	パブリックコメント	
	7月	人権対策推進本部会議	改定（案）について
	8月	第3回栗東市人権擁護審議会	改定（案）について
	9月	議会（委員会・議会説明会）	改定（案）について報告

# 一人ひとりの人権を尊重するまちづくり 栗東市人権擁護計画 概要版

## 計画の基本的な考え方

### 計画策定の背景と趣旨

本市では、「栗東市人権擁護都市宣言」「栗東市人権擁護に関する条例」を定め、あらゆる社会的差別や人権侵害をなくし、市民の人権意識の高揚を図ることで、市民一人ひとりが互いの人権を尊重しあい、差別のない明るい地域の実現をめざした取組を推進しています。また、平成11年(1999年)には「人権教育のための国連10年栗東市行動計画」を策定し、人権教育・啓発に重点を置いた取組を推進してきました。

この計画が平成20年度(2008年度)に計画期間を終えたこと、また、平成22年(2010年)に策定した「第五次栗東市総合計画」において、人権施策や人権・同和教育とその啓発、人権擁護の推進などに向けた取組の方向性を一層明確に示していることを受け、本市の人権施策の推進指針となる「栗東市人権擁護計画」を策定しました。

### 計画の基本理念

#### 一人ひとりの人権を尊重するまちづくり

社会に存在するさまざまな差別や偏見の現実を深く知り、すべての人の人権について考え、理解し、互いの人権を尊重しあう人権感覚の醸成を図ることで、人権を尊重するまちづくりを推進します。

### 計画の期間

平成24年度(2012年度)～平成33年度(2021年度)の10年間です。  
計画の中間年に、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 計画の推進に向けて

行政全体で緊密な連携・協力を図ることで総合的・効果的に計画を推進するとともに、各部署において人権尊重の視点に立って諸施策を実施します。

年度ごとに計画の取組状況を検証することで進捗管理をし、計画の見直しなどは、人権に関わりの深い関係者で構成する人権擁護審議会において行います。

国・県、関係機関や人権団体等との連携・協働のもとで計画を推進します。また、家庭、地域、学校・園、企業などに対して、本計画の周知、人権問題の解決に向けた情報や学習機会の提供、人材育成などの支援を行います。

## さまざまな分野の人権問題に対する取組の方向性

- ✓ さまざまな分野の人権問題の解決、人権尊重のまちづくりの推進に向けた必要な取組の方向性やその内容について、分野別施策として示しています。

### 同和問題

教育・啓発のさらなる充実を図るとともに、各種事業などを周知し、市民などの参加を促進することで、正しい知識の普及と理解を広める取組を展開し、部落差別の解消と同和問題の解決をめざします。

- 人権・同和教育の推進
- 同和問題の正しい理解と認識に向けた啓発の推進
- 地域総合センター（隣保館）事業の充実
- えせ同和行為の排除

### 女性

市民一人ひとりが固定的な性別役割分担意識や女性に対する差別、偏見を解消し、男女がともに役割も責任も分かち合い、その個性と能力が発揮でき、いきいきと活躍できる社会をめざします。

- 男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくり
- 生活の場における男女共同参画の促進
- 働く場における男女共同参画の推進
- 女性に対する暴力の根絶

### 子ども

子どもの人権を守り、子どもの人権を大切にすることを育て、子どもがより自尊感情を育み、自己肯定感を高め、互いに人権を尊重できる社会をめざします。

- 子どもの人権尊重と児童虐待防止対策など子どもの安全を守る取組の推進
- 子どもの人権に配慮した保育・教育の推進
- いじめや不登校などへの取組の強化
- 障がいがある子どもと発達が気になる子どもへの支援
- 相談・支援体制の充実

### 高齢者

今後高齢化が進行することを見据え、家庭における虐待の防止及び早期発見・対応体制の構築、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対する支援体制を充実させ、高齢者の個性が尊重され、尊厳を保持した生活と住みなれた家庭や地域で生活できる社会をめざします。

- 高齢者の人権と権利擁護の推進
- 高齢者の生きがいづくりと社会参加の充実
- 高齢者が安心して生活できる環境づくり

## 障がいのある人

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で支えるまちづくりとともに、障がいのある人や障がいへの理解を深める取組や社会参加の場を広げる取組、生活支援の充実、就労の環境づくりを推進し、すべての人が住みやすいまちをめざします。

障がいおよび障がいのある人への理解を深める福祉学習・交流活動の推進  
一人ひとりのニーズに応じた支援を行う特別支援教育の充実  
地域で安心して暮らせる体制づくり  
障がいのある人の雇用・就労支援体制の充実  
障がいのある人の権利擁護の推進

## 外国人

市民と外国人市民が異なる文化や習慣を理解しあい、偏見や差別の解消だけでなく、外国人がしかるべき行政サービスなどを享受できる環境・条件整備を図り、国際理解教育や外国語活動を通じて国際感覚を身につけ、地域、企業、行政などが一体となって多文化共生社会をめざします。

多文化共生のための教育・啓発の推進  
外国人が暮らしやすい環境づくり  
地域における多文化共生社会の取組促進

## インターネットによる人権侵害

すべての市民がインターネットとの関わり方を学び、個人の名誉やプライバシーの侵害など正しい理解を深めた啓発活動を推進し、人権侵害のない社会をめざします。

啓発と関係機関との連携

## さまざまな人権問題

人権に関わるさまざまな問題について、正しい理解を深め、一人ひとりの人権が尊重されるまちをめざします。

啓発と関係機関との連携

## 人権擁護計画推進の基本となる施策（基本施策）

- ✓ 人権擁護に関する取組を推進するうえで、行政が中心となって取組むべき基本施策を示しています。
- ✓ 基本施策は、「人権に関する教育・啓発」「人権擁護のための相談支援体制の構築」「行政施策の推進における人権の視点の重視」の3つを柱としています。

### あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進

時代や環境の変化に的確に対応した人権擁護の取組、一人ひとりの人権を尊重するまちづくりの推進に向けて、さまざまな人権問題、偏見や差別に関する正しい知識と理解を深める必要があります。そのため、人権を市民一人ひとりが自らのものと捉えられるような人権教育・啓発活動に取り組めます。

就学前教育・学校教育における人権教育の推進  
社会教育における人権教育の推進  
市民への人権啓発の推進  
企業への人権啓発の推進  
人権との関わり深い職種における人権教育の推進

### 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実

問題の根本的な解決を図り、被害者の人権が回復され、生命の危機から救済されるようにするには、広く相談窓口・機関の周知を徹底し、万が一の際に誰もが安心して相談ができる環境づくりが必要です。

相談事業の市民への周知・情報提供  
関係機関との連携  
相談員・関係職員の資質の向上

### 人権を基本とする行政施策

市役所の特定の部局だけが人権に関わっているのではなく、環境、福祉、教育、都市計画、住宅や道路・上下水道整備など、またそのような仕事を支える業務を含め、すべての部局が人権の確立に関わる仕事をしているという視点に立つことが求められています。

人権尊重の視点に立った行政の推進  
個人情報保護  
安全・安心のまちづくりの推進

---

## 栗東市人権擁護計画 概要版

平成24年3月 / 発行 栗東市 / 編集 栗東市総務部人権政策課

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号 / 電話：077-551-0108 / FAX：077-554-1123

ホームページ：<http://www.city.ritto.shiga.jp>

---

## 栗東市小規模保育事業設置・運営事業者募集に係る選定結果について

平成29年4月開所に向けて、市内で小規模保育事業の設置・運営を担っていただく事業者を募集し、栗東市小規模保育事業設置・運営事業者選定要項に基づき審査を行いましたところ、下記のとおりとなりました。

### 1. 選定経過

- 募集期間 平成28年7月1日～平成28年8月19日
- 応募事業者 1法人
- 1次審査 提出書類（応募申込書、施設整備計画等）の書類審査  
募集要項及び条例等で定める小規模保育設備・運営基準に適合していると認められた
- 2次審査 事業者によるプレゼンテーション及び「栗東市地域型保育事業設置・運営審査委員会」による審査  
実施日：平成28年9月28日  
選定要項に定める基準以上の点数を得られており、審査委員会において事業予定者として選定された

### 2. 事業予定者

法人の名称：特定非営利活動法人 Leading Hearts（リーディングハーツ）

法人の所在地：大津市長等二丁目4番19号

### 3. 小規模保育事業の計画概要

場 所：栗東市霊仙寺三丁目6番14号

施 設：3階建て 96.60㎡（保育室は1階部分）

定 員：14人（0歳児 4人 1歳児 5人 2歳児 5人）

## 第2期栗東市教育振興基本計画策定に向けた考え方

### 【趣旨】

本市では平成24年3月に「栗東市教育振興基本計画」を策定し、本市教育の方向性を示しました。

計画策定から5年を迎え、教育を取り巻く社会情勢も変化しており、平成29年度を初年度として今後取り組むべき教育施策について、「(第2期)栗東市教育振興基本計画」を策定するものとします。

### 【方向性】

第2期計画では、教育を取り巻く社会情勢や第1期計画の成果と課題などを踏まえるとともに、国の第2期教育振興基本計画を参酌しながら、平成29年度から重点的に取り組むべき施策を示し、本市の教育の一層の推進を図ります。

### 【計画の位置づけ】

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、平成25年6月に策定された第2期教育振興基本計画を参酌しつつ、本市教育の振興を図るために定める基本的な計画とします。

また、本市の市政全般にかかる総合計画である「第5次栗東市総合計画」を踏まえた、教育行政分野における計画と位置づけられます。

### 【計画期間】

平成29年度から平成31年度までの3年間を予定します。

計画策定期間中であっても、法改正などにより大きな変更を要する事象が生じた場合は、必要に応じて見直します。

### 【計画策定の手法】

第1期計画の着実な推進のために、各事業の進捗状況・効果等の進行管理を行い、その結果を検証・評価し、効果的・有効的な事業を進めるとしてきました。

この「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」については、平成2

0年4月1日から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に、その実施が義務づけられ、本市教育委員会では、平成19年度事業分から、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、さらに効果的な教育行政の推進のために毎年度進行管理してきたものです。

このため、当該「点検及び評価等」の5年間分を改めて精査し、その検証・評価により課題を抽出し、「基本目標」、「基本的方向」、「施策の体系」を中心とした第2期教育基本振興計画を策定する予定です。

これにより、第2期教育振興基本計画は第1期計画を母体とし、

- ① 5年度分の進行管理（「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」）を検証することにより見直しを行う。（PDCAサイクルにより実施）
- ② 第1期同様に国の第2期教育振興基本計画を参酌し、上記進行管理による見直しをはかる。
- ③ 進行管理の母体となる「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」については、毎年度「教育委員会」、「議会常任委員会」への付議を行っている。

上記に加え、素案集約の後、市民等からの意見を求め、素案への反映を促すため、パブリックコメントを実施し、外部評価が実施されているという観点から、当該見直しは原課を中心として行うものとする。

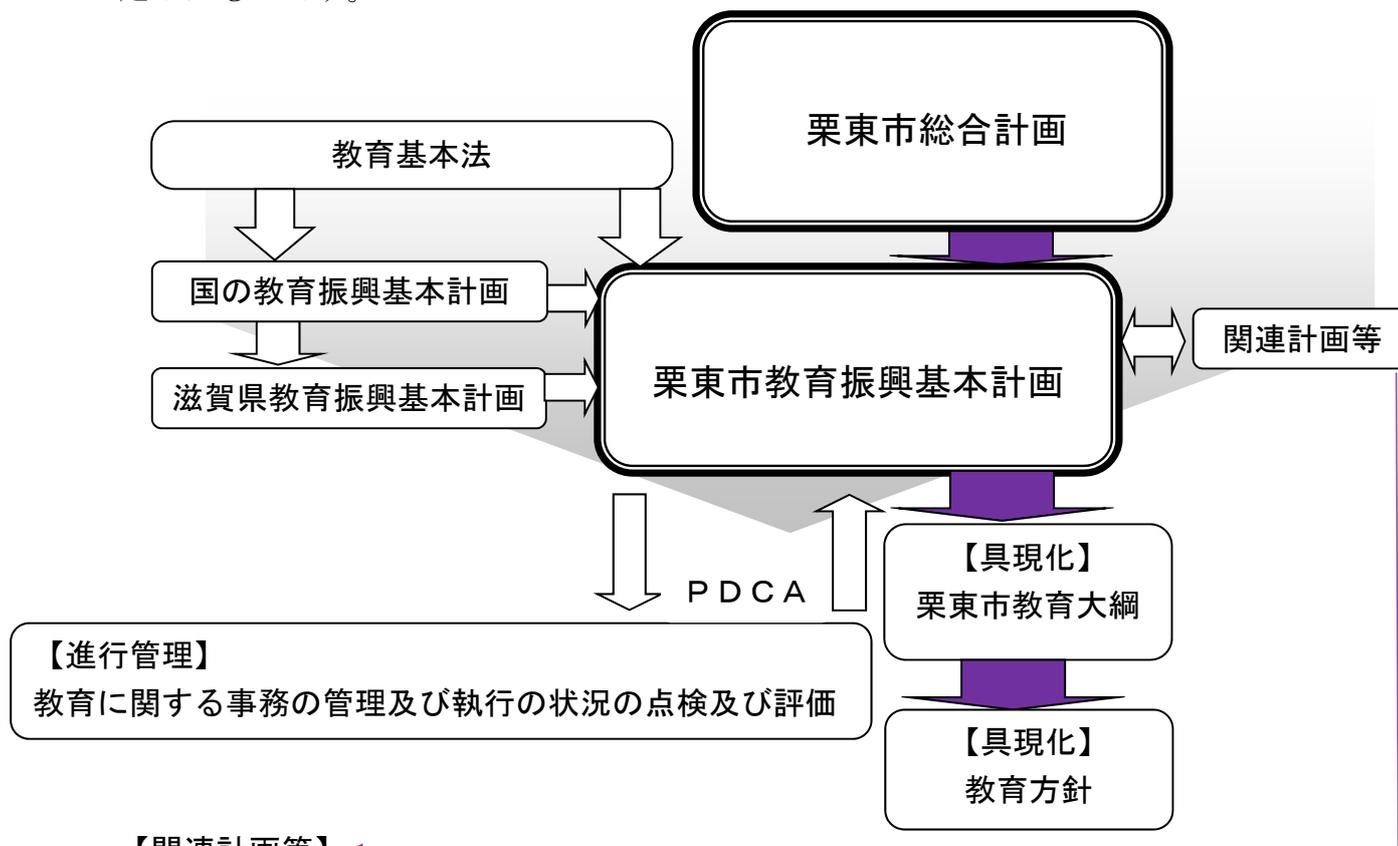
素案について総合調整会議、議会説明会、教育委員会への付議、総合教育会議への協議・調整を経て、計画を成案としていく予定です。

## 栗東市教育振興基本計画の体系

### 【計画の構成】

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく計画として、地方公共団体に策定の努力義務が課せられたもので、本市では国の「教育振興基本計画」や「滋賀県教育振興基本計画」を参酌して策定したものです。

また、「栗東市総合計画」を上位計画とし、他の関連計画とも整合を図り策定したものです。



### 【関連計画等】 ←

- 栗東市人権擁護計画（H24.4～H33.3）
- 栗東市文化振興計画（H25.4～H30.3）
- 栗東市スポーツ推進計画（H26.4～H31.3）
- 栗東市同和地区福祉保健計画（H26.4～H31.3）
- 栗東市立学校給食共同調理場建設基本構想・基本計画（H27.7～）
- 栗東市子ども読書活動推進計画第二次計画（H27.4～H32.3）
- 栗東市子ども・子育て支援事業計画（H27.4～H32.3）
- 栗東市いじめ防止基本方針（H27.4～）
- 第2次栗東市食育推進計画（H27.4～H32.3）
- 第四次輝く未来計画（人権・同和教育推進5カ年計画）（H28.4～H33.3）

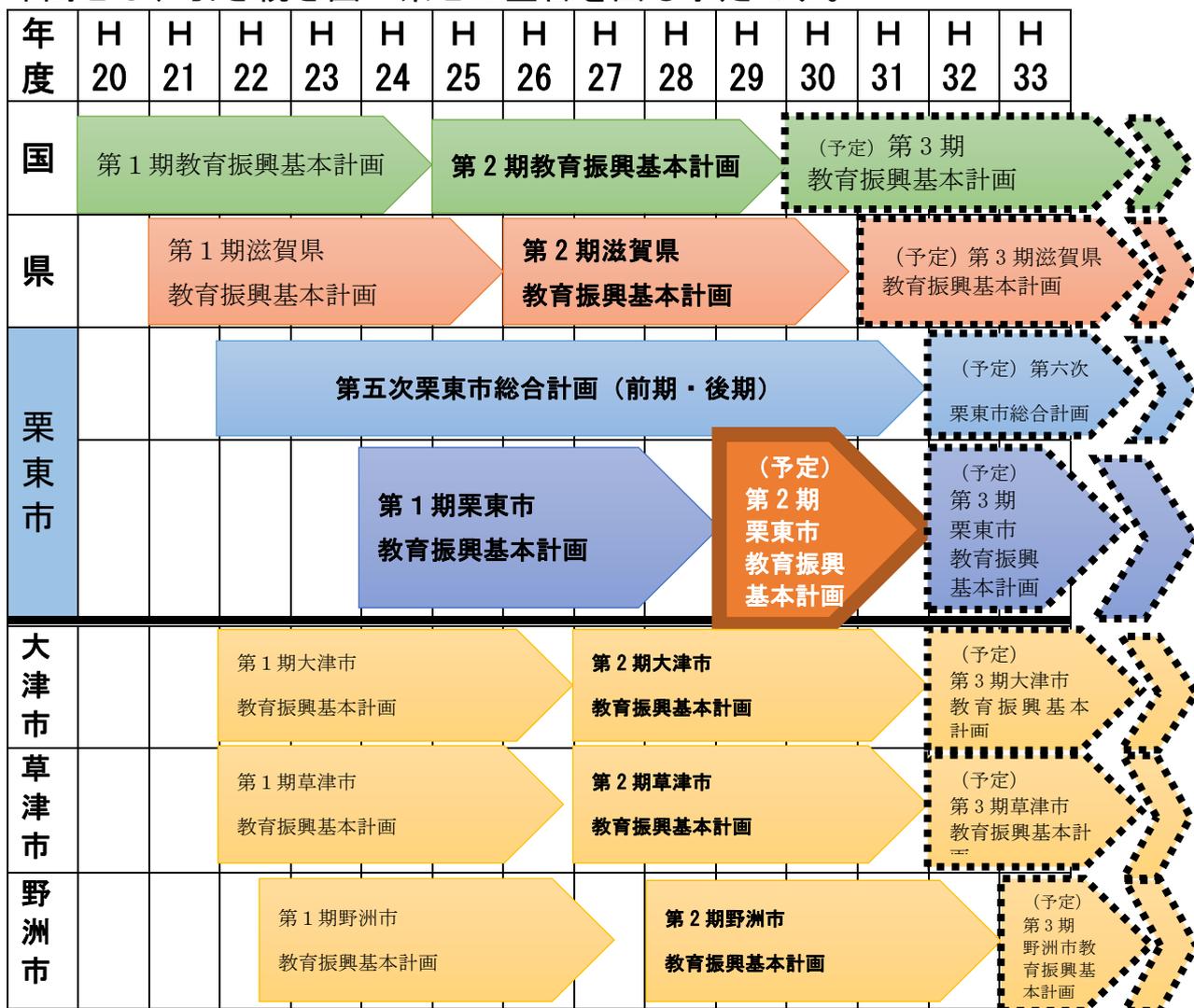
【計画の期間】

「第1期栗東市教育振興基本計画」は、国の「教育基本振興計画」を参酌するため、平成24年度から平成28年度までの5年間としました。

続く「第2期栗東市教育振興基本計画」の計画期間は、国の「第2期教育基本振興計画」を平成25年度から平成29年度までとし、また滋賀県の「第2期滋賀県教育振興基本計画」が平成26年度から平成30年度までとしていることから、両計画との整合を図るため

『平成29年度から平成31年度（3年間）』とします。

続く第3期計画（予定）は「平成32年度から平成36年度」の5年間とし、引き続き国・県との整合を図る予定です。



## 【教育の基本目標】

教育は、「人づくり」「まちづくり」「地域づくり」の基礎です。「第五次栗東市総合計画」を踏まえ、学校・家庭・地域の協働と互いの支援で「安全・安心のまち」「環境・創出のまち」「愛着・交流のまち」を基盤に、緊密な連携のもと、それぞれの教育機能を高め、その役割を果たしながら、『心豊かにたくましく生きぬく人材の育成』を教育の基本目標として、取り組みを進めます。

また、教育の基本目標の具現化に向けて、めざす姿と、特に大切にしたい重点施策を次のとおり掲げて教育を推進します。

## 【施策の基本的方向】

### 基本的方向1 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

- (1) 確かな学力を育む
- (2) 豊かな心を育む
- (3) 健やかな体を育む
- (4) 子どもたちの育ちを支える

### 基本的方向2 社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う

- (1) 人権を尊重する社会をつくる
- (2) 家庭と地域の連携により教育力を高める
- (3) いつでもどこでも学べる環境をつくる

### 基本的方向3 安全・安心で信頼される教育環境をつくる

- (1) 信頼される学校をつくる
- (2) 教育環境の充実をはかる
- (3) 教職員の資質向上をはかる

## 【本計画の施策体系】

基本目標	基本的方向	基本項目	具体的な取り組み
心豊かにたくましく生きぬく人材の育成	① 次代を担う子どもたち「生きる力」を育む	(1) 確かな学力を育む	① 「きらりフル チャレンジ」の推進 ② 「きめ細やかな指導」の充実
		(2) 豊かな心を育む	① 人権・同和教育の推進 ② 道徳教育の充実 ③ 体験活動の推進と社会性の向上
		(3) 健やかな体を育む	① 基本的な生活習慣の定着 ② 食育の推進 ③ 体力の向上と健康の保持増進
		(4) 子どもたちの育ちを支える	① 児童生徒支援の充実 ② 特別支援教育の推進
	② 社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う	(1) 人権を尊重する社会をつくる	① 住民啓発の充実 ② 企業内啓発の推進 ③ 職員の資質向上
		(2) 家庭・地域の連携により教育力を高める	① 青少年の健全育成・若者の社会参加の促進 ② 就学前教育の充実 ③ 生涯学習の充実により、地域で子どもを育てる
		(3) いつでもどこでも学べる環境をつくる	① 生涯スポーツの振興
			② 市民文化や芸術活動の振興
			③ 文化遺産の保護・活用
	③ 安全・安心で信頼される教育環境をつくる	(1) 信頼される学校をつくる	① 地域に根ざし、開かれた学校づくり ② 危機対応のできる安全・安心な学校・園
		(2) 教育環境の充実をはかる	① 学校施設の整備 ② 学校給食の充実
		(3) 教職員の資質向上をはかる	① 教職員の指導力の向上 ② 組織対応と外部機関との連携強化

## 第2期栗東市教育振興基本計画策定スケジュール

時期	内容
9月下旬	定例教育委員会第2期計画策定説明
9月下旬	教育部内説明
10月	計画策定を総合調整会議で報告
10月	計画策定を議会説明会で説明
10月	教育部内提出締め切り
11月	第2期計画素案作成
11月下旬	第2期計画素案を定例教育委員会で説明
11月下旬	第2期計画素案を総合教育会議第1回へ協議・調整
12月	パブリックコメント(案)を総合調整会議で報告
12月	パブリックコメント(案)を議会説明会で報告
12月下旬	パブリックコメント(案)を定例教育委員会へ提出
1月上・中旬	パブリックコメント開始・終了
1月中旬	パブリックコメント結果、教育部内周知・修正要否の確認
1月下旬	パブリックコメント結果、最終案を定例教育委員会へ提出
1月下旬	最終案を総合教育会議第2回へ協議・調整
3月	第2期計画策定・議会文教福祉委員会その他事項報告